ネット広告、ここに注意!

アフィリエイト、SNS、アプリ、動画広告のトラブル事例と対応策



スマホやパソコンで SNS や動画サイトを見ているときに、 とっても"お得"な広告が出てくることがあります。 でも、つい「ポチッ」と注文してしまったら、定期購入だった!解約できない!などのトラブルが、多発しています。 そこで、アフィリエイト広告の課題と、広告の見方、注意 点を学びます。

2021年 9月2日 (木)

10:00~12:00



講師:笠井 北斗氏

(一般社団法人 日本アフィリエイト協議会 代表)

オンライン(Zoom) 定員:90名

参加費 :無料

申込期間:8月9日(月)~8月27日(金)(要申込 応募者多数の場合抽選)

申込み :メールのみ <u>nakusukai.05@saitama-k.com</u>

件名を「9/2 学習会申込」とし、以下必須事項を記載してください

①お名前・フリガナ ②緊急時連絡先(なるべく携帯電話)

問合せ先:メール(申込先と同じ)または電話

048-844-8972 平日 10 時~16 時• 土日祝休

留守番電話になっていることがあります。

お手数ですがおかけ直しください



なくす会では、消費者団体訴訟制度の「差止請求」「被害回復」等に 役立てるために、消費者トラブルの情報提供を受け付けています



身の回りの被害、例えば・・・

- 広告の内容が虚偽・誇大ではないか?
- キャンセル料がとても高額だった!
- アパート退去時の費用負担が納得できない!
- 理由に関わらず、解約・返金できないと言われた!
- ▶ トラブルになって事業者に連絡したが「一切責任を負わない」「一切返金しない」との規約をたてに、受け付けてもらえない!

などの情報をお寄せ下さい!

疑問に感じる契約内容や約款、広告のコピー等をお送りください。





★★★下記へトラブル情報をお寄せください★★★

電話 048-844-8972 (平日10時~16時)

Fax 048-829-7444

E-Mail: nakusukai.01@saitama-k.com

http://saitama-higainakusukai.or.jp/provide/index.html 〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5



内閣総理大臣認定

適格消費者団体 · 特定適格消費者団体 特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

消費者に変わって、「不当な契約」・「不当な勧誘」などを行なう事業者に対し、不当行為の改善申入れや訴訟提起、被害回復手続の追行を担うことができる資格を持った団体です。

事業者が不当な行為を続けることを阻止 し、消費者被害が広がらないように活動し ています

あなたのご寄付で活動を支えてください

なくす会の運営費は会費と寄付金で成り立っています。消費者被害の拡大を防 ぐ活動を支えるのはみなさんの力です!

個人正会員:3000円/年

個人賛助会員:1000円/年

【寄付金の振込先はこちら】

郵便振替口座 00140-4-357445

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

(通信欄に「寄付金」「ご住所、お名前、

電話番号」をご記入ください)



適格消費者団体は、個別の救済はできません。

お住まいの市町村の相談窓口や、消費生活支援センターに迷わず相談を!

全国共通 消費者ホットライン 12 188 (いやや) (0570-064-370)